

いつもお世話になっております。

2月15日にありました医療監視についてご報告いたします。

●●先生、●●先生、●●先生が詳細にご報告されていますので、重複する部分は省略させていただき、私のところで新たに指摘されたと思われることを中心に記載いたします。(重複部分もあるかとは思いますが)

●●さん(おそらく薬剤師)、●●さん(おそらく衛生士)のお二人が来られました。

待合室→診療室→レントゲン室→消毒室→技工室→事務室→受付→医療廃棄物管理庫の順に検査。

1. 劇物(工業用アルコール等)はなるべく立てて保管。寝かせるのであればトレイ等を置いてその上に(引出に横倒しにして保管していた)
2. キシロカイン、ペリオフィール等を保管する冷蔵庫には温度計を入れて5度以下で管理する(コンパクトな冷温庫で保管していた)
3. 劇薬に入るのはボルタレン、トアラセット、サホライド、FC等。それ以外のものは別保管で構わない(分けるのが面倒なので鎮痛剤関係を同じスペースに保管していた)
4. レントゲン室の出入り口が2か所ある場合は管理区域の表示を2か所共につけた方が良い(当院、スタッフ用と患者用と2か所あり、患者用だけに表示していた)
5. 水質検査でチェックのかかった項目は再検査した方が良い(当院2年ほど前に細菌検査が(+)で出ました。その当時、保健所に問い合わせしたところ、対策は特にありません、と言われたことがあったので質問したところ、「結構コンタミネーションして(+)に出ることがある。お金がかかることなので、無理にとは言いませんが…」とのこと)
6. 歯科医師免許・衛生士免許はコピーして確認した日付を記入していれば実物は不要(衛生士を採用する時に提出させコピーし日付を入れていれば医療監視時に実物は要らないとのこと)
7. 「放射線安全管理」の研修も年に一回実施(義務)
8. 酸素ガス(その他の医療用ガスも)の取り扱いの研修も年に1回は実施した方が良い(義務はないが)
9. 技工室で火気を使う場合は技工室にも消火器を置くのが望ましい(診療室用以外にもう1台)
10. スタッフの健康診断は労働基準法(?)に定められている通りの項目で実施(当院、パートのスタッフには簡単な健診のみで実施)
11. 「ヒヤリ・ハット事例の報告書」の作成(当院、専用のもではなくスタッフミーティングの記録の中に記載していた。「これでも良いのですが…」とのこと)

12. 医療法人の理事長の任期は2年以上は認められていない為(法律で)、2年で再任する必要がある。その度に法務局に届出をする必要がある。

以上指摘されましたが、要改善事項はないとのことで無事終了しました。

記憶している範囲で記載しました。

ご参考になれば幸いです。